

○ 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則（平成二十年^{内閣府、農林水産省、令第一号}厚生労働省、^{経済産業省}）

改正案	現行
<p>(決定書の送付に代わる措置) 第二十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 金融機関は、第一項の公告を求めるときは、預金保険機構に対し、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、決定書を申請人に送付することができない旨を通知しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 本店又は主たる営業所若しくは事務所（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）<u>第十条第二項第八号</u>に規定する外国銀行にあつては、<u>同法第四十七条第一項</u>に規定する主たる外国銀行支店。以下「本店等」という。）に決定書を保管し、いつでも申請人に交付する旨</p> <p>三 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(決定書の送付に代わる措置) 第二十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 金融機関は、第一項の公告を求めるときは、預金保険機構に対し、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、決定書を申請人に送付することができない旨を通知しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 本店又は主たる営業所若しくは事務所（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）<u>第四十七条第一項</u>に規定する外国銀行にあつては、<u>同項</u>に規定する主たる外国銀行支店。以下「本店等」という。）に決定書を保管し、いつでも申請人に交付する旨</p> <p>三 (略)</p> <p>4 (略)</p>